

課長	技 佐	技術総括	課長補佐	課 員	担 当

特 記 仕 様 書 (昇降機設備工事)

I 工 事 概 要

1. 工事名 本館エレベータ5号機更新工事
2. 工事場所 笠間市鯉淵6528
3. 敷地面積 55,424.23 m²
4. 工事範囲 図示のとおり
5. 建物概要

建物名称	茨城県立中央病院		
構 造	SRC造	造	造
階 数	地上6階	地上 階	地上 階
建築面積	20,737.44 m ²	m ²	m ²
延べ面積	42,960.00 m ²	m ²	m ²

6. 別途工事
7. その他 工期は令和6年3月30日までとしているが、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には別途協議により工期を変更する予定である。なお、想定している工期は概ね360日間である。

II 昇 降 機 設 備 工 事 仕 様

1. 共通事項

図面及び本特記仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事)(令和4年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)を適用する。

2. 特記事項

- (1)項目は、番号に□の付いたものを適用する。
- (2)特記仕様で※印、・印の適用は、次による。
 - ※印の付いたものを適用する。
 - ・印の付いたものは適用しない。
- (3)特記仕様に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。
- (4)建築工事、電気設備工事、機械設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。

Ⅲ 特記仕様

第1章 一般共通事項

1. 技術者等

建設工事請負契約書及び茨城県建設工事施工適正化指針に基づき、適切な施工体制が行える現場代理人及び技術者(主任技術者・監理技術者・専門技術者)を配置する。

2. 施工従事者

施工にあたっては、必要な資格保有者を従事させる。

3. 工事实績情報(CORINS)の登録 ※ 適用する (付記事項参照)

4. 設計図書の優先順位 (1)現場説明に対する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5)標準仕様書

5. 機材等

本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとする。

6. 機材等の試験

JIS A 4302(昇降機の検査標準)に準じて行い、(一社)日本エレベータ協会標準の定める試験成績表に記載して、監督員に提示する。監督員が必要と認める場合には、試験に立ち会う。

7. 機材等の検査

機材等は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、JIS マーク等が表示された機材で所要の品質があることが確認でき設計図書に適合するものは、監督員の承諾を受けて検査を省略することができる。

8. 建設発生土の処理等

- ※ 構内適正処理 (※構内の指示する場所に敷き均し ・ 構内の指示する場所にたい積)
- ・ 構外搬出適正処理 (付記事項参照)
- ・ ストックヤードに搬出する場合は、付記事項参照。

9. 発生材の処理等 (1.3.9)

- ・ 受注者に引き渡しを要するもの()
- ※ 構外搬出とし、関係法令に準拠し適切に処理し、監督員に報告する。
- ・ 撤去した照明器具の安定器は、PCB を含まないことを確認のうえ、処理すること。
- ※ 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に運搬車である旨の表示をし、関係書類を携帯すること。
- ・ 再資源化等するもの ・ 電線、ケーブル ・ 盤類 ・ その他()

10. 監督員事務所 ※ 設けない ・ 設ける(種別: ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号)

11. 官公署その他への届出手続等 (1.1.3)

- ※ 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。なお、本項に関して生じる経費等は、受注者の負担とする。
- ※ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条に基づく計画通知及び完了検査にかかる手数料は県が負担する。支出手続きには日数を要するため、余裕を持って申請等の準備をすること。なお、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については受注者の負担とする。

12. 施工図等の取り扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物工事物件に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

13. 提出書類

建設業法(昭和24年法律第100号)等で規定された関係書類のほか、次の書類を提出する。

適用	書類	備考
※	工事实績情報(CORINS)の登録内容確認書の写し (付記事項参照)	請負代金の額が500万円以上となる工事
※	火災保険等に参加したことを証明できる書類	
※	法定外労災保険証券等の写し	
※	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(原本)	請負代金の額が500万円以上となる工事
※	施工体系図、施工体制台帳、再下請負通知書、建設業許可証の写し、作業員名簿、施工従事者資格証(施工に必要なものに限る)の写し、主任(監理)技術者の雇用契約を証する書面及び注文書・請書の写し	作業員名簿の様式は、茨城県建設工事施工適正化指針様式2又はそれに準拠するもの (個人情報情報は黒塗りすること。)
※	施工計画書	請負代金の額が500万円未満の場合は監督員の指示による。
※	産業廃棄物処理関係書類(14項参照)	
※	使用機材メーカー一覧表及び機器・材料納入仕様書承諾願	
※	機器の設計及び施工に対する計算書	耐震
※	施工図承諾願	
※	石綿事前調査結果報告	請負代金の額が100万円以上となる工事
※	実施工程表(全体工程、月間工程及び3週工程)	監督員の指示により省略できる。
※	工事完成通知書及び支払用完成写真(A4版カラー)	完成写真は黒板を写さない
※	完成図書(14項参照)	
・	維持保全に関する資料 部	
・	管理機器一覧表(指定様式:エクセル形式のデータで提出)	様式は営繕課より提供する。
※	工事物件引渡書	
※	創意工夫・社会性等に関する実施状況(別紙-6) (付記事項参照)	様式は営繕課より提供する。
※	完成書類等引継書(提出書類及び完成図書類を施設に提出する際に、施設の署名を得たもの)	
※	その他 監督員が必要と認め、指示した書類	

14. 完成図書類

- ※ CD-R 又は DVD-R 2枚 (付記事項参照)
 完成図面(JWW形式CADデータ、PDF形式)、完成写真及び工事写真(JPEG形式)を収録したものを1枚は施設担当者へ、もう1枚は監督員へ提出する。工事写真の撮影方法は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(平成31年版)による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」を参考とする。

※ 完成図

・ 白焼製本(A1) ・ 1部 ・ 2部

※ 白焼製本縮小版(A3)

(施設担当者へ提出) ※ 1部 ・ 2部 ・ 3部 ・ 4部

(監督員へ提出) ・ 1部 ・ 2部 ・ 3部 ・ 4部

※ 産業廃棄物処理関係書類

処理フロー図(種類、数量)、委託契約書の写し、許可証の写し、運搬車両一覧表及び車検証(使用車両のみ)、写真(積込、場外搬出時、処分場搬入時、荷下状況)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し、PCB含有試験成績書等、古物商許可証の写し及び計量書(有価処分の場合)、再生資源利用(促進)計画書・実施書(付記事項参照。建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成・提出)

※ 完成図書 A4 ファイルに次の書類を綴じ、目次を付けること。 (2.2.1)

(1) 官公署等届出書の写し

(2) 機器完成図(品目は監督員の指示による)、検査合格証、取扱説明書、機器の出荷証明書

(3) 機器の社内検査成績表

(4) 材料試験成績表、検査証明書(電動機、鋼材、ロープ等)

(5) ケーブル、ダクトの防火区画貫通部の施工方法説明書

(6) 重量機器の据え付け要領説明書

(7) 工事完了検査試験成績表

(8) 測定機器の校正証明書

(9) 保守指導案内書

(10) 瑕疵2年保証書(保証期間は工事目的物の引渡しの日から2年間とする。)

※ 保守点検に必要な工具、予備品および付属品(鍵は1か所につき、3個を1組とする。)

15. 工事用電力・水・その他

本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は受注者の負担とする。

16. 他工事との取り合いは設計図内工事区分表による。

17. 石綿含有建材の調査

※ 石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令及び建築改修標準仕様書 1.5.1に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

貸与資料 ()

・分析による石綿含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
	<u>(JIS A 1481-1) または</u> <u>(JIS A 1481-2)</u>	<u>(JIS A 1481-3)</u> <u>(JIS A 1481-4) または</u> <u>(JIS A 1481-5)</u>
	・ <u>(箇所)</u>	・ <u>(箇所)</u>
	・ <u>(箇所)</u>	・ <u>(箇所)</u>
	・ <u>(箇所)</u>	・ <u>(箇所)</u>

サンプル数 1箇所あたり 3 サンプル

採取箇所

・ 図示による

※ 表示及び掲示

建築改修標準仕様書 9.1.2(6)により、必要な表示及び掲示を行うこと。

※ 官公庁への手続き

大気汚染防止法・労働安全衛生法等(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき、必要な届出手続等を行うこと。その際、届出等内容について、あらかじめ監督員に報告すること。

※ 作業完了報告

特定粉じん排出等作業が完了した際は、大気汚染防止法に基づき、その結果を監督員に提出すること。

第2章 施工共通事項

1. 条例への適合
「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」(平成8年3月28日茨城県条例第10号)に適合するものとする。
2. 耐震措置
エレベータ設備機器の固定等は、すべて(一財)日本建築設備・昇降機センター編集の「昇降機耐震設計・施工指針(最新版)」により行う。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
3. 低圧屋内配線と油圧配管との隔離
低圧屋内配線と油圧配管は接触しないように施設する。
4. 絶縁抵抗
低圧配線の絶縁抵抗は、測定電圧500V(好ましくない場合を除く)で測定し、開閉器等で区切ることのできる電路ごとに5MΩ以上とする。
5. 制御盤、端子盤
製造者、製造年月、受注者、受注者電話番号を表示した銘板を取り付けること。
6. 油圧配管試験
油圧配管施工後、耐圧試験を行う。
7. 溶接
配管の場合は、標準仕様書第2編 2.5.15による。
配管以外の場合は、標準仕様書第2編 4.6.3による。
8. 施工調査
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、全箇所を事前に走査式埋設物調査又はレントゲン撮影を行い、監督員に報告を行うこと。
9. 安全表示 (1.1.1)
かご内には、エレベーター安全装置設置済マーク（(一社)建築性能基準推進協会）を表示すること。